

県内中小企業のプロフェッショナル人材採用力向上支援業務委託仕様書

1 業務委託の目的

質の高い雇用を確保するには、地域経済を支える中小企業に対し、新規事業の創出、既存事業の拡大・生産性向上などを牽引するプロフェッショナル人材は欠かせない存在となっている。

プロフェッショナル人材採用のためには、山口県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という）に登録している職業紹介事業者に対し経営課題やその課題解決人材像等を具体的に記載した「企業情報シート」の提出が必要であるが、人材ニーズを適切に記載できない県内中小企業もあることから、県内中小企業に対して採用力向上支援を実施することにより、県内中小企業の発展を促進する。

2 支援対象企業

プロフェッショナル人材を活用することで、地域に新たな質の高い雇用生み出そうとしている県内中小企業とする。

3 委託期間

委託契約の日から令和8年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

- (1) 県内中小企業等を対象に、プロフェッショナル人材の採用力向上支援として「企業情報シート」の作成支援を100社程度実施する。
なお、作成支援を行う企業のうち、採用力の向上を通じて、採用活動の自走化、自立化モデルとなる重点支援企業を拠点が20社程度選定し、ハンズオン支援を行う。
- (2) 支援対象企業のプロフェッショナル人材採用リテラシー向上のため、「企業情報シート」の作成に当たり、経営課題や課題解決するための人材像等について、ニーズを適切に記載できない県内中小事業者に対し、多種多様な求人ニーズを把握し、具体化するなどの作成支援を行う。
- (3) 重点支援企業を対象に、プロフェッショナル人材の採用力向上のため、作成した「企業情報シート」にて広告運用により可視化された求人ニーズのデータを基にしたフィードバックを実施する。
- (4) 採用力向上支援を受けた結果、重点支援企業の取組等をセミナー等で発表してもらう等、横展開を図ることができる企画を令和8年2月末まで

に開催する。また、セミナーの日程・会場設定にあたっては、当財団と調整すること。

5 委託料

委託料の上限は、10,824,550 円（うち消費税 984,050 円）とする。

6 業務の報告

委託業務の実施にあたっては下記の事項に留意すること

- (1) 受託者は、令和 7 年 9 月及び 12 月に採用力向上支援業務について、拠点に中間進捗状況報告を行うこと。
- (2) 受託者は、令和 8 年 3 月 14 日（金）までに報告書を作成し、拠点に提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて拠点と協議の上、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、山口県個人情報保護条例に準拠した取り扱いを行うものとする。
- (4) 業務の遂行に於いて疑義が生じた場合は、（公財）やまぐち産業振興財団及び拠点と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。